

知北平和公園組合齋場整備事業  
入札説明書

令和4年2月

知北平和公園組合



## 目 次

<b>第 1 入札説明書の位置付け</b> .....	<b>1</b>
<b>第 2 事業の概要</b> .....	<b>2</b>
1 事業名称.....	2
2 対象となる公共施設.....	2
3 公共施設等の管理者の名称.....	2
4 本事業の目的.....	2
5 整備方針.....	2
6 事業方式.....	3
7 契約の形態.....	3
8 整備期間.....	3
9 本施設の概要.....	3
10 事業の対象となる業務範囲.....	4
11 事業スケジュール（予定） .....	5
12 事業者の収入.....	5
13 関係法令等の遵守.....	5
<b>第 3 民間事業者の募集に関する事項</b> .....	<b>6</b>
1 事業者の募集スケジュール（予定） .....	6
2 応募者の参加資格要件.....	6
3 応募に係る留意事項等.....	10
<b>第 4 民間事業者の選定に関する事項</b> .....	<b>12</b>
1 事業者の選定方法.....	12
2 審査及び選定に関する事項.....	12
3 落札者の決定.....	13
4 入札の手続き等.....	14
<b>第 5 落札者決定後の手続き並びに事業実施に関する事項</b> .....	<b>19</b>
1 契約協議及び仮契約の締結.....	19
2 本契約の締結.....	19
3 契約保証金.....	19
4 想定されるリスクの分担.....	19
5 保険.....	20
6 業務の部分委託等.....	20
7 法制上及び税制上の措置に関する事項.....	20
8 財政上及び金融上の支援に関する事項.....	20

9 係争事由に係る考え方.....	20
<b>第6 提出書類</b> .....	<b>21</b>
1 入札参加資格確認審査時の提出書類.....	21
2 入札を辞退する場合.....	22
3 提案書の提出.....	22
4 提案審査時の提出書類.....	24
<b>第7 提出書類の作成要領</b> .....	<b>27</b>
1 一般的事項.....	27
2 提案書（最終）.....	28
3 設計図書（最終）.....	28
4 入札書等.....	28
<b>第8 その他</b> .....	<b>30</b>
1 情報公開及び情報提供.....	30
2 事務局（問合せ先）.....	30

**【添付資料】**

添付資料-1 位置図

添付資料-2 入札書等の提出用封筒作成要領

## 第1 入札説明書の位置付け

本入札説明書は、知北平和公園組合（以下「組合」という。）が知北平和公園組合斎場整備事業（以下「本事業」という。）を「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）及びPFI関連法令の手続きに準じて実施するに当たり、本事業への参加を希望する応募者を対象に公表するものである。

本事業に係る入札公告による総合評価一般競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、本入札説明書による。

下記に示す資料は、入札説明書と一体のもの（以下「入札公告関連資料」という。）であり、応募者は、入札公告関連資料の内容を十分理解した上で、本事業の目的に沿って必要な書類の作成及び提出を行うものとする。

### ○付属資料

付属資料1：要求水準書

付属資料2：落札者決定基準書

付属資料3：建設工事請負仮契約書（案）

付属資料4：様式集

## 第2 事業の概要

### 1 事業名称

知北平和公園組合斎場整備事業

### 2 対象となる公共施設

知北斎場（以下「本施設」という。）

### 3 公共施設等の管理者の名称

知北平和公園組合 管理者 花田 勝重

### 4 本事業の目的

本施設は、東海市、大府市及び東浦町（以下「構成市町」という。）の火葬需要に対応するため、組合が都市計画施設として建設し、昭和57年4月に供用開始した。

しかしながら、建設後39年が経過し施設の老朽化が進むとともに、機能やスペース等の面において利用者からのニーズに答えられなくなっている。また、高齢化の進行に伴い火葬件数の増加が見込まれるため、将来の火葬需要に対して安定的に応えることが困難な状況が予測される。

そのような中、本事業はこれらの課題への対応を目的として、本施設の敷地内において建て替えを行うもので、実施にあたっては民間事業者の創意工夫や優れたノウハウを活用しながら行うこととする。

### 5 整備方針

現在の課題に対応し、以下の方針に基づき本施設を整備する。

#### (1) 最後のお別れの場としてふさわしく、遺族等のプライバシーが確保された施設

かけがえのない故人との最後のお別れの場として、格調高く荘厳な雰囲気を持ちつつ、やすらぎや明るさも感じられる施設づくりを進める。

また、一連の葬送行為を個別性の高い空間で行えるよう、遺族や会葬者の動線や諸室の配置等に配慮し、プライバシーが確保された施設づくりを進める。

#### (2) 将来の火葬需要や葬儀ニーズの変化に対応可能な施設

今後も増加していく火葬需要や、家族葬・直葬の増加などの葬儀ニーズの変化に柔軟に対応できる規模・機能を備えた施設づくりを進める。

### (3) 人にやさしく、誰もが利用しやすい施設

ユニバーサルデザインの考え方を取り入れ、誰もが分かりやすく安全かつ快適に利用できる施設づくりを進める。

### (4) 環境にやさしく、災害時に備えた施設

環境にやさしい設備・機器を導入するとともに、緑あふれる周辺環境との調和が図られた美しい施設づくりを進める。

また、地震などの災害時に備えた施設づくりを進める。

## 6 事業方式

本事業はPFI法及びPFI関連法令に準拠して、DB（Design：設計 Build：建設）方式により実施することで、民間事業者の創意工夫や優れたノウハウを活用し、工事の責任の一元化、事業期間の短縮、工物品質の確保等を図るものとする。

## 7 契約の形態

組合は、本施設の設計・建設業務等を一括で請け負わせるために、落札者を選定事業者（以下「事業者」という。）として、本事業に係る建設工事請負契約を締結する。

## 8 整備期間

令和4年度（2022年度）から令和7年度（2025年度）まで

## 9 本施設の概要

### (1) 公共施設等の立地に関する事項

項目	内容
所在地	大府市桜木町五丁目 113 番地始め 8 筆
敷地面積	約 14,700 m <sup>2</sup>
都市計画法区域区分	市街化調整区域
用途地域	指定なし
防火地域	指定なし
建ぺい率	60%以下
容積率	200%以下
宅地造成工事規制区域	区域内
砂防指定地	指定地内
特定都市河川流域	流域内

## (2) 施設の概要

項目		内容
火葬炉	人体炉	9基（将来1基増設予定）
	動物炉	2基
お別れ室		5室
待合室		10室
その他		ラウンジ、サービスルーム、多目的室、霊安室、事務室等
駐車場		乗用車用、障がい者用、動物火葬用、マイクロバス用、業務従事者用

## (3) 解体の対象となる現施設

項目	内容
竣工年月	昭和57年（1982年）3月
建築面積	1,762.82m <sup>2</sup>
延床面積	1,867.09m <sup>2</sup>
構造	鉄筋コンクリート造平屋建（一部2階建）
火葬棟	火葬炉8基（普通炉6基、大型炉1基、小型炉1基）、動物炉2基、告別室、炉前ホール等
待合棟	洋室2室、和室4室、待合ロビー、空調機械室、湯沸室、売店
その他	駐車場、動物受付所、動物慰霊碑（移設予定）

### 10 事業の対象となる業務範囲

事業者が行う業務範囲は次のとおりとする。

また、詳細については、要求水準書において示す。

#### (1) 本施設の設計・建設業務

- ・ 事前調査業務
- ・ 設計業務
- ・ 建設業務
- ・ 備品等整備業務
- ・ 工事監理業務



- ・環境保全対策業務
  - ・各種申請等業務
  - ・稼動準備業務
  - ・その他施設整備上必要な業務
- (2) 現施設の解体・撤去等業務
- ・現施設の解体業務
  - ・廃棄物の処分業務
  - ・その他現施設の解体・撤去業務上必要な業務

### 1 1 事業スケジュール（予定）

内容	日程
本施設の設計・建設	令和5年（2023年）1月～
本施設の完成（外構除く）	令和7年（2025年）3月
現施設の解体、外構工事	令和7年（2025年）5月～
本事業の完了	令和8年（2026年）3月

### 1 2 事業者の収入

組合は、本事業の業務に係る対価について、建設工事請負仮契約書（案）に基づき事業者を支払う。

### 1 3 関係法令等の遵守

事業者は、本事業を実施するにあたり、墓地、埋葬等に関する法律等の関係法令、条例、規則等を遵守しなければならない。

### 第3 民間事業者の募集に関する事項

#### 1 事業者の募集スケジュール（予定）

本事業における事業者の募集スケジュール（予定）は次のとおりとする。

	日程	内容
令和4年	2月25日（金）	入札公告、入札公告関連資料の公表
	2月25日（金）～ 3月10日（木）	入札公告関連資料に関する質問の受付
	3月31日（木）	入札公告関連資料に関する質問への回答
	4月13日（水）～ 4月15日（金）	入札参加表明書等の受付
	5月16日（月）	入札参加資格確認審査結果の通知
	6月27日（月）～ 6月30日（木）	提案書の受付
	7月19日（火）～ 8月18日（木）	提案書に関する質問・回答
	9月5日（月）～ 9月8日（木）	提案書（最終）及び入札書の受付
	10月	入札参加者ヒアリング
	11月	開札及び提案書評価、総合評価（最優秀提案の選定）、落札者の決定
	12月	審査講評の公表
	12月	建設工事請負契約（仮契約）の締結
	令和5年	1月
1月		建設工事請負契約の締結

#### 2 応募者の参加資格要件

##### （1）応募者の構成等

###### ア 応募者の構成

応募者は、次のとおり複数の企業で構成された構成企業で応募するものとする。

なお、必要に応じて設計企業及び建設企業それぞれの共同施工方式の共同企業体（甲型JV）を結成して参加することも可能とする。

構成企業の種別	者数
火葬炉を除く本施設の設計及び工事監理を行う者 (以下「設計企業」という。)	1 者以上
代表企業を含む本施設の建設を行う者 (以下「建設企業」という。)	1 者以上
火葬炉の納入及び設置を行う者 (以下「火葬炉企業」という。)	1 者

#### イ 代表企業

代表企業は建設企業の者とし、建設企業が複数の場合は、入札参加表明書の提出期限日において、有効な最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書における建築一式工事の総合評価値により決定された順位が最上位の者を代表企業として定め、入札参加表明書及び資格審査書類にて明らかにすることとする。

代表企業は、本件入札への応募手続きや落札者となった場合の契約事務を含め、組合との調整・協議等における窓口役を担うほか、本事業に係る構成企業の全ての調整等の責任を負うものとし、組合への登録及び提出並びに組合からの通知等については、原則として代表企業を通じて行われるものとする。

#### ウ 構成企業の変更

入札参加表明書提出以降、応募者の構成企業の変更は原則として認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、組合と協議を行うものとする。

#### エ 構成企業の兼務

構成企業のうち、設計企業は建設企業を兼ねることはできないものとする。

#### オ 構成企業の複数応募の禁止

構成企業及び構成企業と資本関係又は人的関係にある者は、他の応募者の構成企業となることはできない。

### (2) 構成企業の参加資格要件

#### ア 設計企業の参加資格要件

設計企業は、次の要件を全て満たすこと。

- (ア) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定による一級建築士事務所の登録を行っている者であること。

(イ) 入札参加表明書の提出期限日において、構成市町のうちいずれかの入札参加資格者名簿に登載されていること。

イ 建設企業の参加資格要件

建設企業は、次の要件を全て満たすこと。

(ア) 入札参加表明書の提出期限日において、構成市町のうちいずれかの入札参加資格者名簿に登載されていること。

(イ) 入札参加表明書の提出期限日において、次の要件を全て満たすこと。

項目	建設企業 (1 者以上)
a 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定による許可	建築工事業及び土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。
b 最新の経営事項審査（経審）における総合評定値	建築一式工事業の総合評定値が 1,000 点以上であること（構成企業のうち少なくとも 1 者が満たすこと）。
c 施工実績 （過去 15 年間に、地方公共団体が発注した次の工事を元請で契約し、完成・引渡し完了した実績を有すること）	1 棟で下記①及び②を全て満たす建築工事 ① 新築、増築又は改築工事 ② 鉄骨造（軽量鉄骨造を除く。）、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造 （上記実績は少なくとも 1 者が満たすこと）
d 技術者要件	工事期間中、建設業法における建築工事業に係る監理技術者資格者証の交付を受けており、かつ講習を修了している者を該当工事期間中に専任で配置できること。

ウ 火葬炉企業の参加資格要件

火葬炉企業は、次の要件を全て満たすこと。

(ア) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定による機械器具設置工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。

(イ) 建設業法における機械器具設置工事業に係る監理技術者資格者証の交付を受け

ており、かつ講習を修了している者を工事期間中に専任で配置できること。

(ウ) 入札参加表明書の提出期限日において、構成市町のうちいずれかの入札参加資格者名簿に登載されていること。

(エ) 入札参加表明書の提出期限日において、過去 15 年間に、地方公共団体（地方自治法第 284 条第 2 項に定める一部事務組合を含む。）の発注した、火葬炉を一契約で 9 基以上納入及び設置する工事を、元請で契約し完成・引渡しを完了した実績を有すること。

### (3) 応募者の制限

次に該当する者は、応募者の構成企業となることはできない。

- ア 構成市町のいずれかから指名停止措置を受けている者
- イ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
- ウ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定による破産手続開始の申立て、又は同法附則第 3 条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法施行による廃止前の破産法（大正 11 年法律第 71 条）第 132 条又は第 133 条の規定による破産申立てがなされている者
- エ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 条）第 17 条の規定による更生手続開始の申立て、又は同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法施行による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者
- オ 民事再生法（平成 11 年法律 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立て、又は平成 12 年 3 月 31 日以前に、同法附則第 3 条の規定によりなお従前の例によることとされる和議事件にかかる同法施行による廃止前の和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条第 1 項の規定による和議開始の申立てがなされている者
- カ 清算中の株式会社である事業者について、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 511 条に基づく特別清算開始の申立てがなされている者
- キ 東海市暴力団排除条例（平成 23 年条例 29 号）、大府市暴力団排除条例（平成 23 年条例 21 号）及び東浦町暴力団排除条例（平成 23 年条例 16 号）の措置要件に該当すると認められる者
- ク 組合が本事業に係る事業者選定支援業務を委託している中日本建設コンサルタント株式会社及びこの者と資本面若しくは人事面において関連がある者。この場合において、「資本面において関連のある者」とは、当該企業の総株主の議決権を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資を行っている者をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有している役員を兼

ねている者をいう。

- ケ 知北平和公園組合斎場整備事業者選定審査会の委員と人的関係にある者
- コ 直近2か年の法人税、法人市民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納している者

#### (4) 応募者の確認

- ア 入札参加資格確認基準日は、入札参加表明書の提出期限日とする。
- イ 入札参加資格確認基準日の翌日から落札者決定日までの間に、応募者の代表企業が(2)又は(3)の要件を欠くに至った場合、組合は当該応募者を落札者決定のための審査対象から除外する。また、落札者決定日の翌日から建設工事請負契約の締結に係る組合議会の議決日までの間、落札者の代表企業が(2)又は(3)の要件を欠くに至った場合、組合は当該落札者と建設工事請負契約の締結を行わない。
- ウ 入札参加資格確認基準日の翌日から落札者決定日までの間、代表企業以外の構成企業が(2)又は(3)の要件を欠くに至った場合、代表企業が速やかに組合に申出を行い、組合がやむを得ない事情であると認めた場合に限り、構成企業の変更を認めるものとする。
- エ 落札者決定日の翌日から建設工事請負契約の締結に係る組合議会の議決日までの間に、落札者の代表企業以外の構成企業が(2)又は(3)の要件を欠くに至った場合、代表企業が速やかに組合へ申出を行い、組合がやむを得ない事情であると認めた場合に限り、組合の許可のうえ代表企業以外の構成企業の変更を認めるものとする。

### 3 応募に係る留意事項等

#### (1) 入札公告関連資料の承諾

応募者は、組合への入札参加表明書の提出をもって、入札公告関連資料の記載内容及び条件を承諾したものとする。

#### (2) 費用負担

応募に関する必要な費用は、応募者の負担とする。

#### (3) 提出書類の取扱

##### ア 著作権等

提出書類に含まれる著作物の著作権は応募者に帰属するものとし、組合に帰属しないが、公表、展示、その他組合がこの事業に関し必要と認める用途に用いる場合

は、組合は、これを無償で使用できるものとする。また、契約に至らなかった応募者の提案については本事業の公表の目的以外には使用しない。なお、提出を受けた書類は返却しない。

イ 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利となっている工事材料、施工方法等を使用したことに起因する責任は、応募者が負うものとする。

ウ 追加書類の提出

組合が必要と認めた場合、応募者に追加書類の提出を求めることがある。

エ 複数提案の禁止

応募者は、1つの提案しか行うことができない。

オ 変更の禁止

提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は、組合から指示する場合を除き、認めない。

(4) 組合が提供する資料の取扱

応募者（入札辞退者を含む）は、組合が提供する資料を、本事業に係る検討以外の目的で使用できない。

(5) 使用言語及び単位

使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年5月20日法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時を使用する。

## 第4 民間事業者の選定に関する事項

### 1 事業者の選定方法

組合は、本事業への参加を希望する事業者を広く公募し、透明性及び公平性の確保に十分留意して事業者を選定する。なお、事業者の選定は、設計・建設に関する提案内容、業務計画に関する提案内容及び入札価格により総合的な評価を行う総合評価一般競争方式で行うものとする。

### 2 審査及び選定に関する事項

#### (1) 知北平和公園組合斎場整備事業者選定審査会

##### ア 知北平和公園組合斎場整備事業者選定審査会の設置

組合は、事業者の選定等に関し審査及び審議するため、知北平和公園組合斎場整備事業者選定審査会（以下「審査会」という。）を設置し、落札者決定基準に基づき審査会が最優秀提案者を選定する。

##### イ 審査会の委員

審査会は、下記6名の委員により構成される。

なお、実施方針の公表から落札者決定までの間に、審査会の委員に対し、応募者やそれと同一と判断される団体等が、提案書の審査に関して自己の有利になる目的のための接触等の働きかけを行った場合は、失格とする。

審査会委員（敬称略）

所属等	氏名
(元)愛知県 環境部長	藤井 敏夫
名城大学 理工学部 建築学科 教授	生田 京子
岐阜大学 教育学部 助教	原田 峻平
東海市 副市長	星川 功
大府市 副市長	山内 健次
東浦町 副町長	篠田 茂久

##### ウ 審査の方法

審査会は、提案審査における評価項目の検討及び入札参加者から提出された提案書の審査を行う。また、基礎審査を通過した入札参加者に対し、審査会はヒアリングを行う。



なお、審査会が定めた落札者決定基準は、本入札説明書の「付属資料 落札者決定基準書」において示す。

## (2) 審査手順

入札参加資格確認審査を行い、その後提案審査を行う。提案審査は、審査会が設計・建設に関する提案内容、業務計画に関する提案内容及び入札価格により総合的な評価を行う。

なお、各審査の主な視点は下記のとおりとする。

### ア 入札参加資格確認審査

入札参加表明書と併せて提出された資格審査書類をもとに、参加資格要件を満たしているか否かの確認を行う。入札参加資格確認審査通過者は提案書類を提出することができる。

### イ 提案審査

#### (ア) 提案書（最終）の基礎審査

組合は、入札参加者から提出された提案書（最終）について、基礎審査を行う。

#### (イ) 入札参加者ヒアリング

審査会は、入札参加者に対しヒアリングを実施する。

ヒアリングは令和4年10月を予定しているが、詳細については提案書（最終）の受付後に改めて組合から入札参加者に連絡する。

#### (ウ) 総合評価

審査会は、提案書（最終）の基礎審査を通過した入札参加者から提案された内容に対して総合的な評価を行い、最も総合評価点（提案内容の評価点と入札価格の評価点の合計）が高い入札参加者を最優秀提案者として選定するとともに、その他の順位を決定する。

また、最も総合評価点が高い入札参加者が同点で2者以上いる場合には、同点の者の中から該当者にくじを引かせて最優秀提案者を決める。

## 3 落札者の決定

組合は、審査会の答申に基づき、落札者を決定し、公表する。

#### 4 入札の手続き等

##### (1) 入札公告（入札公告関連資料の公表）

組合は、入札公告と同時に入札公告関連資料を組合のホームページにおいて公表し、応募者の募集を開始する。

###### ア 公告日

令和4年（2022年）2月25日（金）

###### イ ホームページ

<http://www.chihoku.or.jp>

なお、現地確認を希望する場合は、組合に連絡すること。

##### (2) 入札公告関連資料に関する質問の受付

入札公告関連資料に関する質問は、電子メールにより受け付ける。

なお、質問の内容が本事業の実施に直接関係がないと判断した場合には、回答を差し控える等、すべての質問に回答するとは限らない。

###### ア 受付期間

入札公告関連資料の公表日から令和4年（2022年）3月10日（木）17:00まで

###### イ 提出書類

入札公告関連資料に関する質問書（様式 1-1）

###### ウ 送付先

「第8 2 事務局（問合せ先）」

###### エ その他

組合は、提出者に到達確認のメールを送付するので、組合から到達確認のメールがない場合は必ず組合に電話で確認すること。

##### (3) 入札公告関連資料に関する質問への回答

提出された質問への回答は、令和4年（2022年）3月31日（木）17:00までに組合のホームページにて公表する。

ただし、応募者名は公表しない。

##### (4) 入札参加表明書等の受付

本入札に参加を希望する者は、入札参加表明書等を組合に提出すること。

なお、提出する入札参加表明書等については「第6 1 入札参加資格確認審査時の提出書類」に従って作成すること。

ア 受付期間

令和4年(2022年)4月13日(水)から令和4年(2022年)4月15日(金)17:00まで

イ 提出書類

入札参加表明書等(様式2-1~2-8)

ウ 提出方法

応募者の代表企業が、組合へ郵送(書留に限る。)または持参により提出する。

エ 提出場所

「第8 2 事務局(問合せ先)」

(5) 入札参加資格確認審査

入札参加資格確認審査結果は、令和4年(2022年)5月16日(月)に応募者の代表企業に書面で通知する。その際、提案書の作成に必要な応募者番号を交付する。

(6) 入札参加資格確認審査結果の理由説明請求

入札参加資格確認審査の結果、当該確認を認められなかった応募者は、その理由について、組合に書面(様式自由。ただし、代表企業の代表者印を要する。)を提出して、説明を求めることができる。

組合は、説明を求めた応募者の代表企業に対して、令和4年(2022年)5月30日(月)までに書面により回答する。

ア 受付期間

入札参加資格確認審査結果の通知日から令和4年(2022年)5月23日(月)17:00まで

イ 提出場所

「第8 2 事務局(問合せ先)」

(7) 入札の辞退

入札参加者が入札を辞退する場合は、入札書を提出するまでに、入札辞退届を組合に提出すること。

なお、提出する入札辞退届については「第6 2 入札を辞退する場合」に従って作成すること。

ア 提出書類

入札辞退届(様式3-1)

イ 提出方法

入札参加者の代表企業が、組合へ郵送（書留に限る。）または持参により提出する。

ウ 提出場所

「第 8 2 事務局（問合せ先）」

(8) 提案書の受付

入札参加者の代表企業は、提案書を組合に提出すること。

なお、提出する提案書は「第 6 3 提案書の提出」に従って作成すること。

ア 受付期間

令和 4 年（2022 年）6 月 27 日（月）から令和 4 年（2022 年）6 月 30 日（木）17：00 まで

イ 提出書類

提案書（様式 4-1～4-29、設計図書）

ウ 提出方法

入札参加者の代表企業が、組合へ郵送（書留に限る。）または持参により提出する。

エ 提出場所

「第 8 2 事務局（問合せ先）」

(9) 提案書に関する質問・回答

審査会及び組合は、入札参加者から提出された提案書の内容を確認する。

提案書の内容について、適宜、組合より提案書に関する質問を入札参加者の代表企業へ送付する。入札参加者の代表企業は、速やかに組合へ回答するものとする。

また、組合が提案内容の実現性等を確認するために必要と判断した場合、提案書の修正や追加資料（図面等）の提出を求めることがあり、組合が求めた修正内容等は公表する予定である。

入札参加者は、質問及び回答を踏まえ提案書（最終）を作成すること。

なお、提案書（最終）では、組合が修正や追加資料を求めた事項以外の提案内容の変更、修正等は認めない。

ア 質問及び回答期間

令和 4 年（2022 年）7 月 19 日（火）から令和 4 年（2022 年）8 月 18 日（木）17：00 まで

なお、質問を受領した入札参加者の代表企業は、質問を受領した日から 1 週間以

内に回答をすること。

イ 提出方法

質問は、組合から入札参加者の代表企業へ電子メールを送付して行う。

回答は、入札参加者の代表企業から組合へ電子メールを送付して行う。

(10) 提案書（最終）及び入札書等の受付

入札参加者の代表企業は、提案書（最終）及び入札書を組合に提出すること。

なお、提出する提案書（最終）は「第6 4 提案審査時の提出書類」に従って作成すること。

ア 受付期限

令和4年（2022年）9月5日（月）令和4年（2022年）9月8日（木）17:00

まで

イ 提出書類

提案書（最終）（様式4-1～4-29、設計図書）

入札書等（様式4-31～4-32）

ウ 提出方法

入札参加者の代表企業が、組合へ郵送（書留に限る。）または持参により提出する。

エ 提出場所

「第8 2 事務局（問合せ先）」

(11) 開札

組合は、入札参加者の代表企業又はその代理人立会いのうえ、開札を行う。開札の日程、場所等の詳細については、基礎審査の結果と併せて、組合から各入札参加者の代表企業に連絡する。

なお、開札に立会える者は各入札参加者1名とし、代理人が開札に立会う場合は様式4-30「委任状（入札代理人）」を開札当日持参すること。

ア 開札日時

令和4年（2022年）11月（予定）

イ 開札場所

知北平和公園組合

#### (12) 予定価格及び入札書比較価格

本事業の予定価格及び入札書比較価格（予定価格に 110 分の 100 を乗じて得た価格であり、入札参加者が提出する「入札書」と比較する価格である。）は、次のとおりとする。

予定価格 [3,458,400,000] 円（消費税及び地方消費税額を含む。）

入札書比較価格 [3,144,000,000] 円（消費税及び地方消費税額を含まない。）

なお、本入札においては、最低制限価格及び低入札価格調査基準価格は予定しない。

#### (13) 入札結果の通知及び公表

組合は、審査会による選定結果を踏まえ、最優秀提案者を落札者と決定し、その結果を入札参加者の代表企業に書面により通知するとともに、組合のホームページにおいて公表する。

#### (14) 入札保証金

入札保証金は免除する。ただし、落札者が正当な理由なく期限までに契約を締結しないときは、入札価格の 100 分の 5 に相当する違約金を徴収できるものとする。

#### (15) 入札のとりやめ等（延期、とりやめ）

応募者の不穏な行動等により、組合が公正に入札を執行できないと認められる場合、当該応募者は入札に参加することができない。

また、応募者が連合するなど公正に入札を執行できないと認められる場合、若しくは競争性が担保されないと認められる場合、組合は入札の執行を延期又はとりやめることがある。

応募者は「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）」に抵触する行為を行わないこと。

なお、後日、入札にかかる不正な行為が判明した場合には、契約の解除等の措置をとることがある。

#### (16) 入札の無効

応募者が、提出書類に虚偽の記載をした場合、その他入札に関する条件に違反した入札は、入札を無効とする。

## 第5 落札者決定後の手続き並びに事業実施に関する事項

### 1 契約協議及び仮契約の締結

組合と落札者は、契約の締結に向け契約内容について協議する。この契約協議は、公表した建設工事請負仮契約書（案）を基に、契約内容の詳細や入札前に確定することができなかった事項について協議を行うものであり、入札公告関連資料に規定された内容及び条件の変更を行うものではない。

組合と落札者は契約内容の合意後、令和4年12月に仮契約を締結する予定である。

なお、契約締結に係る落札者の弁護士費用、印紙代等は、落札者の負担とする。

### 2 本契約の締結

組合は、建設工事請負契約の締結に関する議案を令和5年1月に開催される組合議会に提出する予定であり、当該議案の議決を経て本契約を締結する。

### 3 契約保証金

事業者は、設計・建設業務の履行を保証するために、本契約金額の100分の10に相当する金額を設計・建設業務期間中の契約保証金として本契約の締結時に組合に納付する。

なお、契約保証金に代わる担保の提供等を行うことにより、契約保証金の納付に替えることができる。詳細は、建設工事請負仮契約書（案）において示す。

### 4 想定されるリスクの分担

#### (1) 基本的な考え方

リスク分担の考え方は「想定されるリスクをできる限り明確化したうえで、リスクを最も良く管理することができる者が当該リスクを分担するとの考え方」に基づき、本事業に係る総リスクを低減し、より低廉で質の高い施設整備を目指そうとするものである。

事業実施に当たり、事業者が行うべき業務範囲・事業内容に係る諸リスクは事業者が負うことを原則とするため、入札参加者は、自らが負担すべきリスクを想定したうえで、提案内容を検討することとする。

#### (2) 想定されるリスク分担

組合と事業者のリスク分担の詳細は、建設工事請負仮契約書（案）において示す。

なお、建設工事請負仮契約書（案）に示されていない責任分担については、組合と落札者との契約協議により定める。

## 5 保険

設計・建設工事期間中、事業者が加入する保険については、少なくとも下記を想定している。

- (1) 建設工事保険又は組立保険（又は類似の機能を有する共済等を含む）
- (2) 第三者損害賠償保険（又は類似の機能を有する共済等を含む）

なお、事業者の提案に基づき必要に応じた補償内容とするとともに、上記以外の保険を提案し付保することを妨げない。

## 6 業務の部分委託等

入札参加表明書に記載された構成企業が、分担して自らが請負又は受託した当該業務の一部について、当該構成企業の責任において入札提案書類に記載された企業以外（主に下請企業を指す）に請負又は委託させる場合は、事前に組合の承諾を得るものとする。

## 7 法制上及び税制上の措置に関する事項

本事業に関する法制上及び税制上の措置等は、特に想定していない。

## 8 財政上及び金融上の支援に関する事項

本事業に関する財政上及び金融上の支援等は、特に予定していない。

## 9 係争事由に係る考え方

入札公告関連資料又は建設工事請負契約の解釈について疑義が生じた場合には、組合と事業者は誠意をもって協議するものとする。

また、本事業の契約に関する紛争については、名古屋地方裁判所を合意による第1審の専属管轄裁判所とする。



## 第6 提出書類

下記に記述する各提出書類の様式番号は、「付属資料 様式集」に定める番号を示している。なお、記入する内容の詳細は、当該様式集の説明に従うこと。

### 1 入札参加資格確認審査時の提出書類

入札参加表明書、入札参加資格確認審査申請書及び資格審査書類は、「正本（押印したもの）1部、副本（正本の写し）2部」計3部を提出することとし、それぞれ1分冊として左側を綴じること。

「参加資格要件を証する書類」は、指定した様式と整合ができるよう書類番号とタイトルを資料に付けること。

#### (1) 入札参加表明書

提出書類	様式
入札参加表明書	様式 2-1
構成企業一覧表	様式 2-2
事業実施体制	様式 2-3
委任状（代表企業、代理人）	様式 2-4

#### (2) 入札参加資格確認審査申請書

提出書類	様式
入札参加資格確認審査申請書	様式 2-5

#### (3) 資格審査書類

提出書類	様式
資格審査書類	様式 2-6
参加資格要件を証する書類 （設計企業、建設企業、火葬炉企業）	様式 2-7
役員等調書及び照会承諾書	様式 2-8

## 2 入札を辞退する場合

入札を辞退しようとする場合には、「入札辞退届（様式 3-1）」を 1 部提出すること。

## 3 提案書の提出

提案書は、「正本（押印したもの）1 部、副本（正本の写し）10 部」計 11 部、電子データ（CD-R）2 部を提出すること。

また、それぞれ 1 分冊として左側を綴じること。

なお、下記に示す「(2) 設計図書」は提案書と一体の図書とみなし、同様の部数を提出すること。

(1) 提案書

提出書類	様式
提案書提出届	様式 4-1
提案書一覧表	様式 4-2
要求水準対応書（誓約書）	様式 4-3、様式 4-4
各提案書	様式 4-5～様式 4-22

(2) 設計図書

提出書類	様式
表紙	様式 4-23
設計図書一覧表	様式 4-24
設計概要	様式 4-25
面積表	様式 4-26
仕上表	様式 4-27
備品等リスト	様式 4-28
火葬炉維持管理費用見積書	様式 4-29
全体配置図 (S=1:500~1500)	任意様式
各階平面図 (S=1:200~300)	
立面図 (S=1:200~300)	
断面図 (S=1:200~300)	
火葬炉計画 (縮尺適宜)	
設備計画 (縮尺適宜)	
外観透視図	
内観透視図	
工程計画図	
工程表	

#### 4 提案審査時の提出書類

##### (1) 提案書（最終）

入札参加者は、組合との提案書に関する質問及び回答を踏まえ、提案書（最終）を提出すること。

提案書（最終）は、「正本（押印したもの）1部、副本（正本の写し）10部」計11部、電子データ（CD-R）2部を提出すること。

また、それぞれ1分冊として左側を綴じること。

なお、下記に示す「イ 設計図書（最終）」は提案書（最終）と一体の図書とみなし、同様の部数を提出すること。

ア 提案書（最終）

提出書類	様式
提案書（最終）提出届	様式 4-1
提案書一覧表	様式 4-2
要求水準対応書（誓約書）	様式 4-3、様式 4-4
各提案書	様式 4-5～様式 4-22

イ 設計図書（最終）

提出書類	様式
表紙	様式 4-23
設計図書一覧表	様式 4-24
設計概要	様式 4-25
面積表	様式 4-26
仕上表	様式 4-27
備品等リスト	様式 4-28
火葬炉維持管理費用見積書	様式 4-29
全体配置図（S=1:500～1500）	任意様式
各階平面図（S=1:200～300）	
立面図（S=1:200～300）	
断面図（S=1:200～300）	
火葬炉計画（縮尺適宜）	
設備計画（縮尺適宜）	
外観透視図	
内観透視図	
工程計画図	
工程表	

(2) 入札書等

提案内容に基づいた入札価格を入札書に記入し、また併せて、当該入札価格の算定根拠となる「設計・建設工事費内訳書」を提出すること（各1部）。

なお、「第7 4 入札書等」に記述する事項に留意すること。

提出書類	様式
入札書	様式 4-31
設計・建設工事費内訳書	様式 4-32

## 第7 提出書類の作成要領

### 1 一般的事項

提案書、設計図書及び入札書（以下、「提案書等」という。）の作成にあたり、下記の事項に留意すること。

#### (1) 使用する文字の大きさ

各様式で使用する文字の大きさは、11ポイント以上で作成すること。

#### (2) 使用する用紙のサイズ等

提案書等のサイズは、表紙を含めて規定した様式を使用し、日本産業規格「A4版」縦置き横書き片面を標準とする。ただし、表は「A4版」又は「A3版」、図面は「A3版」を標準とする。

#### (3) 使用ソフト

電子データを保存するアプリケーションソフトは、Microsoft Word（2003以上）あるいは Microsoft Excel（2003以上）（いずれも Windows 対応）とする。

#### (4) 会社名の記入

提案書、設計図書の「正本」には、入札参加者の名称及び代表企業名を記入し、「副本」には、資格審査通過通知書に記載されている応募者番号を記入する。

#### (5) その他提案書に関する共通事項

ア 明確かつ具体的に記述すること。分かりやすさ及び見やすさに配慮し、必要に応じて、図、表、写真、スケッチ等を適宜使用すること。

イ 製本する際は、表紙のサイズにあわせること。

ウ ページ数は、規定しているものを除き原則として自由とするが、できる限り簡潔にまとめること。

エ ページが複数にわたる場合は、下記に示す各項目の右端に通し番号をつけること。

例) 様式 \_\_\_\_\_

に関する提案書

概要	1 / 2
----	-------

オ Microsoft Excel で様式を指定するものはA 3（一部A 4横）横で作成し、関数及び計算式等を残したまま提出すること。

キ 提案書等の作成については、以下の作成要領に従うものとし、それぞれを1分冊にとりまとめ、左側を綴じて提出すること。

## 2 提案書（最終）

「第6 4（1）提案書（最終）」に記述する「各提案書」の作成にあたり、下記の事項に留意すること。なお、「提案書」についても下記の事項に留意すること。

- （1）それぞれの提案書間との整合性に留意すること。
- （2）各様式に記載されている指示に従い作成すること。

## 3 設計図書（最終）

「第6 4（1）提案書（最終）」に記述する設計図書（最終）の作成にあたり、下記の事項に留意すること。なお、「設計図書」についても下記の事項に留意すること。

- （1）「表紙（様式4-23）」を付け、それぞれ1分冊として左側を綴じること。
- （2）設計図書の一覧を「設計図書一覧表（様式4-24）」に従い、作成すること。
- （3）関連する資料との整合性に注意すること。
- （4）製本する際は、表紙のサイズにあわせること。
- （5）様式の指定のあるものについては様式に従って記入し、様式の指定のないものについては、わかりやすくまとめること。
- （6）必要に応じて説明を添えること。

## 4 入札書等

「第6 4（2）入札書等」に記述する入札書等を封筒に同封し、封かん及び封印して提出する。封筒についての詳細は「添付資料-2 入札書等の提出用封筒作成要領」に示す。

また、入札価格は物価の増減について考慮せずに現行水準（事業期間一定）で算出し、消費税及び地方消費税を加えない。

なお、入札書等の作成にあたり、下記の事項に留意すること。

### （1）入札書

入札価格は、工事費を単純に合計した金額（実額ベース）を記入すること。

### （2）設計・建設工事費内訳書

設計・工事費内訳書の算定については、下記に留意すること。

ア 主な費目は、設計監理費、建設工事費、現施設の解体撤去・工事費及びその他工事とする。



- イ 各費目について、本工事期間中の工事進捗率を想定し各年度の出来高予定額を記入すること。なお、出来高予定額とは、工事の出来高部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料及び製造工場等にある工場製品（監督員の検査に合格したものに限る。）とする。

## 第8 その他

### 1 情報公開及び情報提供

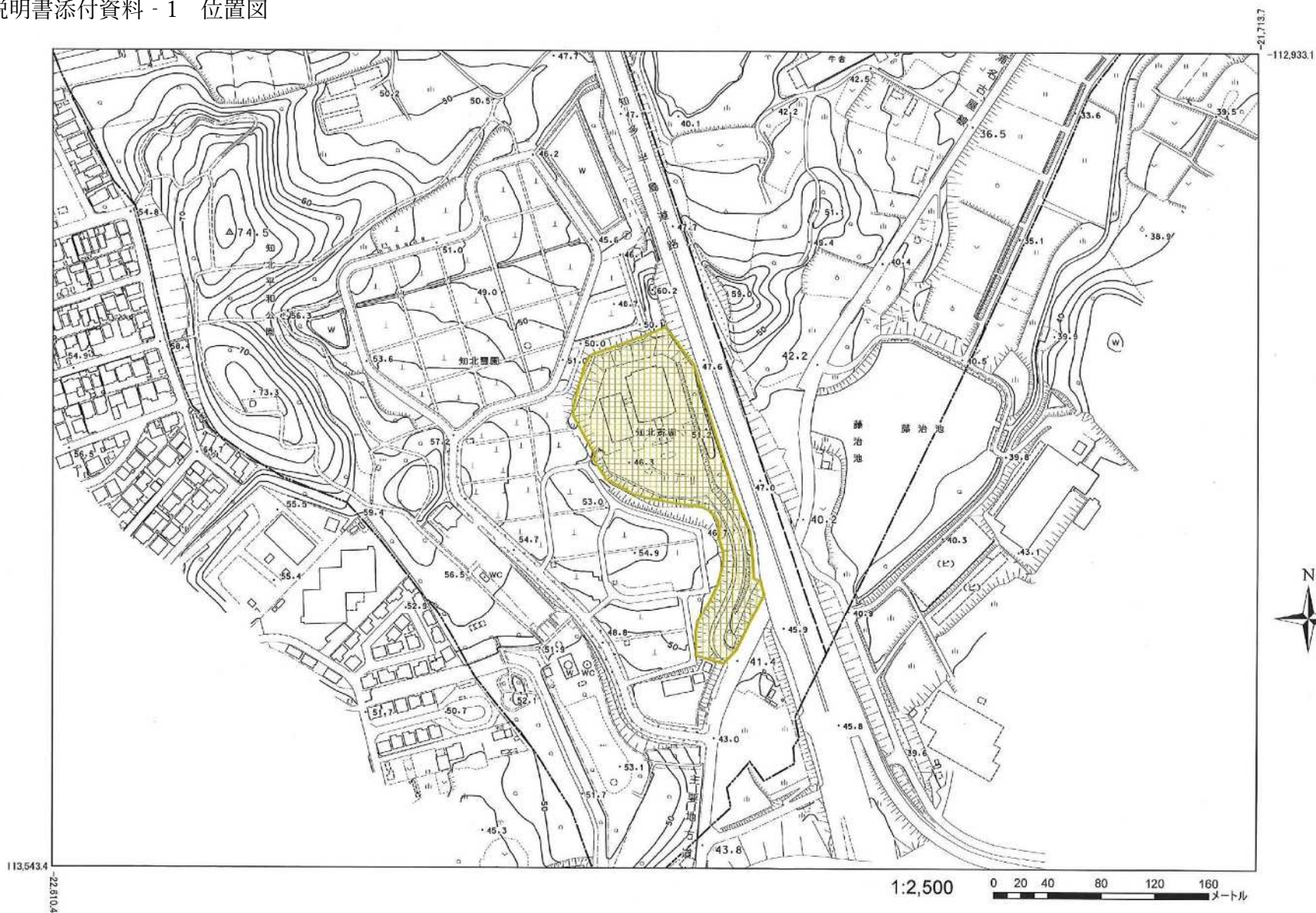
本事業に関する情報提供は、組合のホームページを通じて適宜行う。

### 2 事務局（問合せ先）

本入札に関する担当（提出書類等受付窓口）は次のとおりとする。

知北平和公園組合
〒474-0044
愛知県大府市桜木町五丁目 118 番地
電話番号 : 0562-48-5511
F A X : 0562-48-5510
電子メール : <a href="mailto:chihoku@ma.medias.ne.jp">chihoku@ma.medias.ne.jp</a>
U R L : <a href="http://www.chihoku.or.jp">http://www.chihoku.or.jp</a>

入札説明書添付資料 - 1 位置図





## 添付資料 - 2 入札書等の提出用封筒作成要領

### 1 作成方法

- (1) 封筒の大きさは、角型2号とすること。
- (2) 下記に記述した「2 入札書等の提出用封筒(例)」を参考に、表面に「入札書等在中」の文言(朱書き)、入札提案書類の提出日、宛先及び事業名称を記入するとともに、裏面には名称、代表企業の住所及び商号並びに代表者及び代理人の名前を記入したうえで、代表企業の代表者印及び代理人印を押印すること。なお、縦書きも可とする。
- (3) 上記の代理人とは、様式4-30「委任状(入札代理人)」に記載した入札代理人を指すものとする。
- (4) 封筒に「第6 4(2)入札書等」に記述した入札書及び設計・建設工事費内訳書を同封のうえ、封かん及び封印すること。
- (5) A3版の様式についてはA4版に折込み封入すること。
- (6) 代表者印及び代理人印は、いずれも他の様式で使用するものと同一とすること。

2 入札書等の提出用封筒（例）

<input type="text"/>	入札提案書類提出日	令和	年	月	日
<input type="text"/>					
<input type="text"/>					
<input type="text"/>					
<input type="text"/>	宛先	知北平和公園組合	管理者		
<input type="text"/>					
<input type="text"/>	事業名称	知北平和公園組合齋場整備事業			

入札書等在中

印	○○○○	印	
	代表企業		□□県□□市□□町□□番□□号
			□□□□株式会社
	代表者名		△△ △△ 印
	(代理人名		△△ △△ 印)